

政令第四十三号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「福」を「福」に改める。

別表第二中「 <u>福</u> 」を	「 <u>福</u> 」	「 <u>福</u> 」
	<u>福</u>	<u>福</u>
	<u>岡</u>	<u>岡</u>
	<u>新北九州</u>	<u>岡</u>

附 則

この政令は、平成十八年三月二十六日から施行する。